

令和3年6月2日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」の一部改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、スマートフォン口座開設アプリで開設された普通預金口座の取り扱い方法を一部変更いたします。これに伴い、下記のとおり「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」の一部を改定いたしますのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する特約

スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約

2. 改定日

令和3年6月9日（水）

3. 主な改定内容（関係条項を抜粋）

(1) 窓口での預入を可能とする取り扱いに変更します。

5. 預金の預入

店頭で本口座に現金、手形、小切手等の預入をするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。

(2) 窓口での払戻しを可能とする取り扱いに変更します。

7. 預金の払戻し

(1) 店頭において本口座の払戻しをするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、本口座の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 窓口での口座解約について条項を追加します。

9. 口座の解約

(1) 本口座の解約は、取扱店舗に、届出の印章およびキャッシュカードを持参のうえ申し出るものとします。

(2) 前項の定めにより本口座を解約するときは、当金庫所定の書類の提出のほか、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。

(3) 前項の解約の手続きに加え、本口座の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) 「スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約」の変更は、当金庫ウェブサイトへの掲載等の公表によることを追加します。

10. 特約の変更等

この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で公表することにより、変更するものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

スマートフォン口座開設の普通預金に係る特約

1. 基本

- (1) この特約は、「信用金庫口座開設アプリ」(以下、「口座開設アプリ」という) から開設した大阪シティ信用金庫(以下、「当金庫」という)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」の一部を構成するとともに同預金規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは同預金規定に従います。

2. 預金契約の成立

口座開設アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. 通帳の発行

本口座は、通帳不発行口座とします。

4. 印鑑の届出

本口座の印鑑の届出は、スマートフォンのカメラ機能を使って撮影した印影および印鑑票の提出により行います。

5. 預金の預入

店頭で本口座に現金、手形、小切手等の預入をするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。

6. マル優の取扱い

本口座は、障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)の取り扱いはできません。

7. 預金の払戻し

- (1) 店頭において本口座の払戻しをするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、本口座の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類(顔写真付)の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. 喪失、届出事項の変更等

本口座のキャッシュカードの喪失、届出事項の変更等は取扱店舗に届出るものとします。

9. 口座の解約

- (1) 本口座の解約は、取扱店舗に、届出の印章およびキャッシュカードを持参のうえ申し出るものとします。

- (2) 前項の定めにより本口座を解約するときは、当金庫所定の書類の提出のほか、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。
- (3) 前項の解約の手続きに加え、本口座の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

10. 特約の変更等

この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で公表することにより、変更するものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(令和3年6月9日時点)

以 上